

# 島田市水防計画(令和8年3月 改定案)

## 新 旧 対 照 表

島田市防災会議

新	旧
<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 目 的</p> <p>この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、静岡県知事から指定された指定水防管理団体である島田市が、同法第33条第1項の規定に基づき島田市における水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、島田市の地域に係る河川、湖沼の洪水等の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。</p> <p>第2節 用語の定義</p> <p>この水防計画における用語の定義は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (略)</li> <li>2 水防管理団体（法第2条第2項） 水防の責任を有する市町村をいう。</li> <li>3 水防管理者（法第2条第3項） 水防管理団体である市町村の長をいう。島田市においては、島田市長をいう。</li> <li>4 消防機関（法第2条第4項） 消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防本部、消防署、消防団をいう。</li> <li>5 消防機関の長（法第2条第5項） 当市では、静岡市消防局島田消防署長をいう。 (削除)</li> <li>6 量水標管理者（法第2条第7項、第10条第3項、第12条） (略)</li> <li>7 水防警報（法第2条第8項、第16条） (略)</li> <li>8 指定水防管理団体（法第4条） (略)</li> <li>9 洪水予報河川（法第10条第2項、第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項、第3項） 国土交通大臣が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川（一級河川大井川）。 国土交通省（中部地方整備局静岡河川事務所長）は、洪水予報河川について、気象庁（静岡地方気象台長）と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を基準地点の水位又は流量を示して県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知しなければならない。</li> <li>10 水位周知河川（法第13条） (略)</li> <li>11 水位到達情報 水位到達情報とは、国土交通大臣又は県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定められた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。</li> </ol>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 目 的</p> <p>水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、島田市は静岡県知事から指定水防管理団体に指定されている。 島田市が法第33条第1項の規定に基づき作成する水防計画は、島田市における水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、島田市の地域に係る河川、湖沼の洪水等の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。</p> <p>第2節 用語の定義</p> <p>この水防計画書における用語の定義は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (略)</li> <li>2 水防管理団体（法第2条第2項関係） 水防の責任を有する島田市をいう。</li> <li>3 水防管理者（法第2条第3項関係） 島田市長をいう。</li> <li>4 消防機関（法第2条第4項関係） 消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防本部、消防署、消防団をいう。</li> <li>5 消防機関の長（法第2条第5項関係） 当市では、静岡市島田消防署長をいう。</li> <li>6 水防計画（法第2条第6項関係） 水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくはこう門の操作、水防のための消防機関の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。</li> <li>7 量水標管理者（法第2条第7項、第10条第3項、第12条関係） (略)</li> <li>8 水防警報（法第2条第8項、第16条関係） (略)</li> <li>9 指定水防管理団体（法第4条関係） (略)</li> <li>10 洪水予報河川（法第10条第2項、第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項、第3項関係） 国土交通大臣が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川（一級河川大井川）。 国土交通省（中部地方整備局静岡河川事務所長）は、洪水予報河川について、気象庁（静岡地方気象台長）と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を基準地点の水位又は流量を示して県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知しなければならない。</li> <li>11 水位周知河川（法第13条関係） (略)</li> <li>12 水位到達情報 水位到達情報とは、国土交通大臣又は県知事が指定した河川（水位周知河川）において、あらかじめ定められた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の到達のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。</li> </ol>

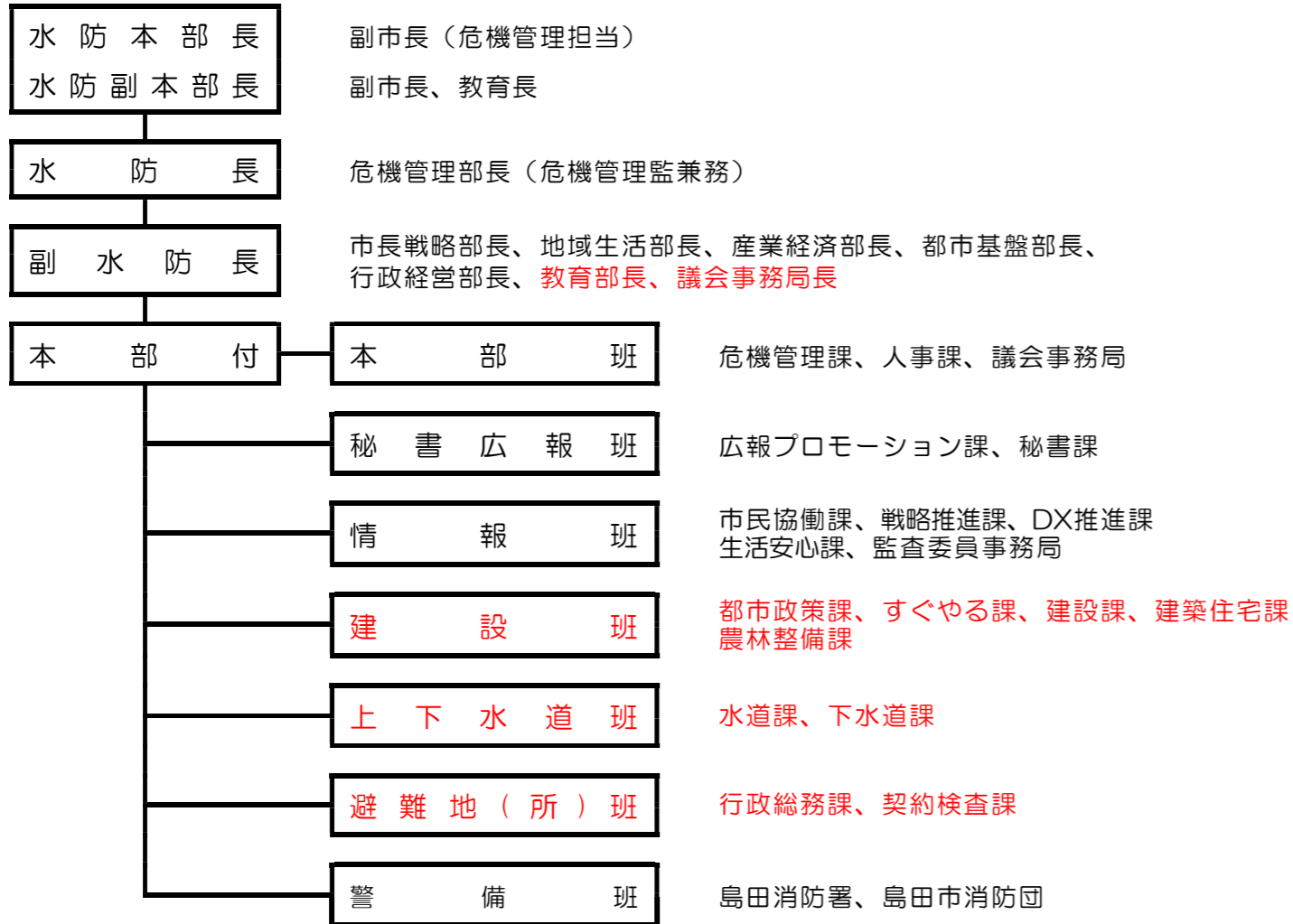
新	旧
<p>12 水防団待機水位（通報水位）                      量水標の設置されている地点ごとに県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（<b>法第12条第1項に規定される通報水位</b>）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。</p> <p>13 氾濫注意水位（警戒水位）                      水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして県知事が定める水位（<b>法第12条第2項に規定される警戒水位</b>）をいう。消防団の出動の目安となる水位である。                      量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。</p> <p>14 避難判断水位                      氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市長の高齢者等避難（警戒レベル3）<b>発令</b>の目安となる水位である。</p> <p>15 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）                      洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難指示（警戒レベル4）等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川については、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。</p> <p>16 重要水防箇所                      （略）</p> <p>17 洪水浸水想定区域（法第14条）                      （略）</p> <p>18 水防協力団体（法第36条第1項）                      水防に関する業務を適性かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。</p>	<p>13 水防団待機水位（通報水位）（法第12条第1項関係）                      量水標の設置されている地点ごとに県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。</p> <p>14 氾濫注意水位（警戒水位）（法第12条第2項関係）                      水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして県知事が定める水位をいう。消防団の出動の目安となる水位である。                      量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。</p> <p>15 避難判断水位（法第13条第1項、第2項関係）                      氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市長の高齢者等避難（警戒レベル3）発表の目安となる水位である。</p> <p>16 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（法第13条第1項、第2項関係）                      洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難指示（警戒レベル4）等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。</p> <p>17 重要水防箇所                      （略）</p> <p>18 洪水浸水想定区域（法第14条関係）                      （略）</p> <p>19 水防協力団体（法第36条第1項関係）                      水防に関する業務を適性かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。</p>
<p>第3節                      水防に関する各主体について、水防法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。</p> <p>1 島田市の責任（法第3条）                      （略）</p> <p>(6) 平常時における河川、遊水地等の巡視（法第9条）</p> <p>(7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）                      洪水予報等の伝達方法や避難行動要支援者を含めた避難警戒体制を市地域防災計画へ定め、これらを記載した印刷物の配布                      （略）</p> <p>(9) 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）</p> <p>(10) 水防協力団体の指定、監督及び情報の提供等（法第36条、第39条、第40条）                      （略）</p> <p>ヨ 水防活動実施報告書の提出（法第47条）</p>	<p>第3節                      水防に関する各主体について、水防法又は河川法（昭和39年法律第167号）に規定されている責任及び義務は次のとおりである。</p> <p>1 島田市の責任（法第3条）                      （略）</p> <p>(6) 平常時における河川堤防、遊水地等の巡視（法第9条）</p> <p>(7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）                      洪水予報等の伝達方法等避難行動要支援者を含めた避難警戒体制を市地域防災計画へ定め、これらを記載した印刷物の配布                      （略）</p> <p>(9) 予想される水害の危険の周知（法第15条の11）</p> <p>(10) 水防協力団体の指定、監督及び情報の提供等（法第36、第39条、第40条）                      （略）</p> <p>ヨ 水防報告書の提出（法第47条）</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>(2) 水防計画の<b>作成・変更</b>（法第33条第1項）                  県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があるときは変更しなければならない。</p> <p>2 気象庁長官（静岡地方気象台長）の責任（法第10条）                  〔略〕</p> <p>4 静岡県の責任（法第3条の6）                  〔略〕</p> <p>(1) 水防計画の<b>作成・変更</b>（法第7条）                  〔略〕</p> <p>(7) 水位の公表（法第12条）                  洪水のおそれがあるとき、又は洪水予報が発令された場合において、並びに県で定める水防団待機水位（通報水位）を超えるときは県の水防計画で定めるところにより関係者に<b>公表</b>しなければならない。また、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときはその水位の状況を、県の水防計画で定めるところにより公表しなければならない。                  〔略〕</p> <p>(9) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報の通知（法第13条）                  国土交通大臣が指定した氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を設定した河川の通知を受けた場合、直ちに県水防計画に定める水防管理者及び関係機関に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。</p> <p>(10) 洪水予報又は水位<b>到達</b>情報の通知の関係市町長への通知（法第13条の4）                  〔略〕</p> <p>(23) 水防に関する必要な報告（法第47条<b>第2項</b>）</p> <p>5 ダム管理者の責任（河川法第46条）                  洪水が発生し又は発生するおそれのある場合においては、水位及び水量等の観測結果及び、当該ダムの操作の状況を河川管理者及び、県知事に<b>通知</b>しなければならない。</p> <p>6 放送局、西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、その他報道機関の責任（法第27条）                  〔略〕</p> <p>7 <b>一般住民</b>の義務（法第24条、第27条）                  〔略〕</p> <p>8 水防協力団体の義務                  〔略〕</p> <p>(4) 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 水防計画の樹立（法第33条第1項）                  都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があるときは変更しなければならない。</p> <p>2 気象庁長官（静岡地方気象台長）の責任（法第10条）                  〔略〕</p> <p>4 静岡県の責任（法第3条の6）                  〔略〕</p> <p>(1) 水防計画の樹立（法第7条）                  〔略〕</p> <p>(7) 水位の通報及び公表（法第12条）                  洪水のおそれがあるとき、又は洪水予報が発令された場合において、並びに県で定める水防団待機水位（通報水位）を超えるときは県の水防計画で定めるところにより関係者に通報しなければならない。また、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときはその水位の状況を、県の水防計画で定めるところにより公表しなければならない。                  〔略〕</p> <p>(9) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報の通知（法第13条第1、3項）                  国土交通大臣が指定した氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を設定した河川の通知を受けた場合、直ちに県水防計画に定める水防管理者及び関係機関に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。</p> <p>(10) 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町長への通知（法第13条の4）                  〔略〕</p> <p>(23) 水防に関する必要な報告（法第47条）</p> <p>5 放送局、西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、その他報道機関の責任（法第27条）                  〔略〕</p> <p>6 ダム管理者の責任（河川法第46条）                  洪水が発生し又は発生するおそれのある場合においては、水位及び水量等の観測結果及び、当該ダムの操作の状況を河川管理者及び、県知事に通報しなければならない。</p> <p>7 居住者等の義務（法第24条、第27条）                  〔略〕</p> <p>8 水防協力団体の義務（水防協力団体の業務：法第37条）                  〔略〕</p> <p>(4) 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条、第39条）</p>

新	旧
<p>第4節 水防計画の策定及び変更</p> <p>市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、防災会議に諮る（法第33条第2項の規定により、島田市は水防協議会を設置しないため、防災会議に諮らなければならない。）とともに、県知事に届け出るものとする。</p> <p>また、水防計画は、各種の事態を想定してでき得る限り具体的に策定し、これを一般住民に周知徹底するよう努めるものとし、水防計画を定め、又は変更したときはその要旨を公表し<b>なければならない。</b></p> <p>第5節 安全配慮</p> <p>（略）</p> <p>(2) 水防活動時の安否確認のため、通常のものが不通の場合でも<b>利用可能な</b>通信機器を携行すること。</p> <p>（略）</p> <p>(5) 水防活動は原則として複数人で行う<b>こと。</b></p> <p>（略）</p> <p>(7) 指揮者<b>又は</b>監視員は、現場状況の把握に努め、職員や消防団員等の<b>水防活動に従事する者の安全</b>を確保するため、必要に応じ、速やかに<b>退避</b>を含む具体的な指示や注意を行うこと。</p> <p>(8) 指揮者は職員や消防団員等の<b>水防活動に従事する者の安全確保</b>のため、予め活動可能な時間等を職員や消防団員等の<b>水防活動に従事する者</b>へ周知し、共有しなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>(10) 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を<b>職員や消防団員等の水防活動に従事する者</b>に配布するなど、安全確保のための研修を実施すること。</p> <p>第2章 水防組織</p> <p>第1節 島田市水防本部組織</p> <p>1 水防本部</p> <p>（略）</p> <p>(4) 職員の動員体制は、課単位とし、初期水防第1・第2配備体制に出動しない職員も含むものとする。また、初期水防配備体制班組に編成されていても本部組織でない課の職員及び避難地<b>(所)</b>班の職員は、この組織から除外するものとする。ただし、川根地区担当の職員はこの限りでない。</p> <p>（略）</p>	<p>第4節 水防計画の策定及び変更</p> <p>市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、防災会議に諮る（法第33条第2項の規定により、島田市は水防協議会を設置しないため、防災会議に諮らなければならない。）とともに、県知事に届け出るものとする。</p> <p>また、水防計画は、各種の事態を想定してでき得る限り具体的に策定し、これを一般住民に周知徹底するよう努めるものとし、水防計画を定め、又は変更したときはその要旨を公表し、関係機関に配布するものとする。</p> <p>第5節 安全配慮</p> <p>（略）</p> <p>(2) 水防活動時の安否確認のため、通常のものが不通の場合でも通信機器を携行すること。</p> <p>（略）</p> <p>(5) 水防活動は原則として複数人で行う。</p> <p>（略）</p> <p>(7) 指揮者及び監視員は、現場状況の把握に努め、職員や消防団員等の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行うこと。</p> <p>(8) 指揮者は職員や消防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を職員や消防団員等へ周知し、共有しなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>(10) 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を消防団員等に配布するなど、安全確保のための研修を実施すること。</p> <p>第2章 水防組織</p> <p>第1節 島田市水防本部組織</p> <p>1 水防本部</p> <p>（略）</p> <p>(4) 職員の動員体制は、課単位とし、初期水防第1・第2配備体制に出動しない職員も含むものとする。また、初期水防配備体制班組に編成されていても本部組織でない課の職員及び避難地班の職員は、この組織から除外するものとする。ただし、川根地区担当の職員はこの限りでない。</p> <p>（略）</p>

新

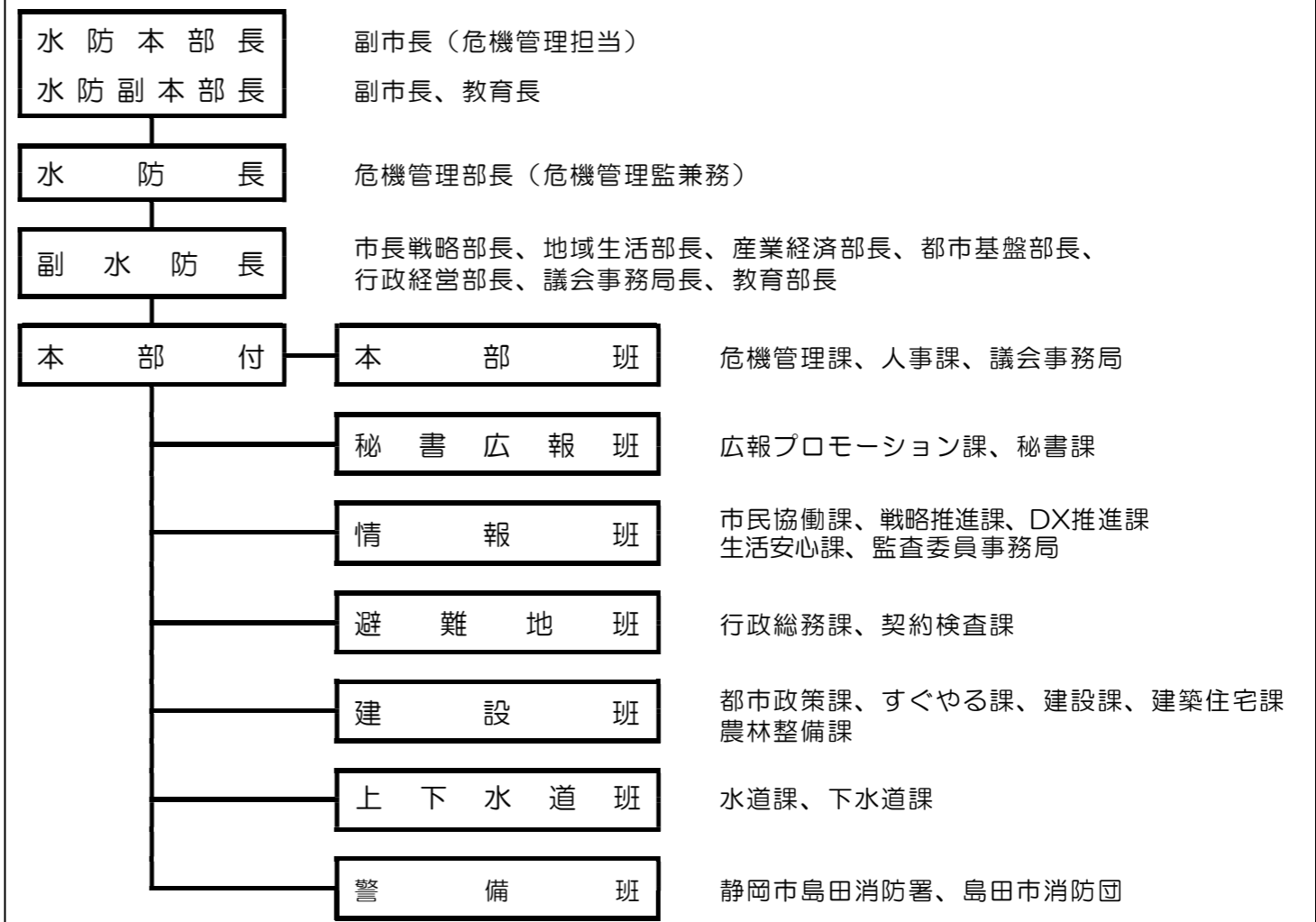
2 組織系統



※川根地区は川根地域総合課が主に担当し、水防本部と連携するものとする。

旧

2 組織系統



※川根地区は川根地域総合課が主に担当し、水防本部と連携するものとする。

新		旧																																	
<p>3 水防本部事務分掌（◎班長、○副班長）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部班 ◎危機管理課長 ○人事課長 ○議会事務局次長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>水防本部要員及び職員の動員及び出動に関する事</li> <li>避難情報の発令、警戒地域の設定に関する事</li> <li>水防本部の開設及び運営に関する事</li> <li>本部長の命令伝達に関する事</li> <li>関係機関との連絡調整及び報告に関する事</li> <li>議会対応に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>秘書広報班 ◎広報プロモーション課長 ○秘書課長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民への広報に関する事</li> <li>報道機関への発表及び協力要請に関する事</li> <li>本部長、副本部長の秘書に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>情報班 ◎市民協働課長 ○戦略推進課長 ○DX推進課長 ○生活安心課長 ○監査委員事務局長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報の収集及び受付に関する事</li> <li>情報の分類に関する事</li> <li>情報の掲示に関する事</li> <li>情報の記録・管理に関する事</li> <li>水防本部の情報機器の設置及び庁内情報システムの管理に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>建設班 ◎都市政策課長 ○すぐやる課長 ○建設課長 ○建設課参事 ○建築住宅課長 ○農林整備課長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共土木施設の被害状況の調査及び取りまとめに関する事</li> <li>道路、橋梁の交通規制に関する事</li> <li>道路障害物等の除去に関する事</li> <li>道路、橋梁、河川、その他公共施設の応急復旧及びその指導に関する事</li> <li>応急資機材等の調達に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>上下水道班 ◎水道課長 ○下水道課長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水の確保、供給に関する事</li> <li>給水用機械、器具、薬品及び資材の調達に関する事</li> <li>水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事 (簡易水道関係・飲料水供給施設も含む)</li> <li>下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>避難地(所)班 ◎行政総務課長 ○契約検査課長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難地派遣職員の動員及び出動に関する事</li> <li>避難地派遣職員からの情報の収集、伝達に関する事</li> <li>住民の避難誘導等安全確保に関する事</li> <li>水防本部への避難地情報及び状況の報告に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>警備班 ◎静岡市島田消防署消防吏員 ◎島田市消防団長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険箇所の警戒、監視及び防御に関する事</li> <li>避難誘導に関する事</li> <li>救急、救出に関する事</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：班の人員は必要に応じ、班の枠を超えて相互に融通できるものとする。  注2：災害発生時の非常配備体制は、島田市地域防災計画による。  注3：水防長は、大雨・洪水警報が発令され、第2配備体制で対処できないと判断した時に水防本部の設置を指示するものとする。  注4：川根地区は川根地域総合課が主に担当し、水防本部と連携するものとする。</p>		班名	事務分掌	本部班 ◎危機管理課長 ○人事課長 ○議会事務局次長	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防本部要員及び職員の動員及び出動に関する事</li> <li>避難情報の発令、警戒地域の設定に関する事</li> <li>水防本部の開設及び運営に関する事</li> <li>本部長の命令伝達に関する事</li> <li>関係機関との連絡調整及び報告に関する事</li> <li>議会対応に関する事</li> </ul>	秘書広報班 ◎広報プロモーション課長 ○秘書課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民への広報に関する事</li> <li>報道機関への発表及び協力要請に関する事</li> <li>本部長、副本部長の秘書に関する事</li> </ul>	情報班 ◎市民協働課長 ○戦略推進課長 ○DX推進課長 ○生活安心課長 ○監査委員事務局長	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の収集及び受付に関する事</li> <li>情報の分類に関する事</li> <li>情報の掲示に関する事</li> <li>情報の記録・管理に関する事</li> <li>水防本部の情報機器の設置及び庁内情報システムの管理に関する事</li> </ul>	建設班 ◎都市政策課長 ○すぐやる課長 ○建設課長 ○建設課参事 ○建築住宅課長 ○農林整備課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共土木施設の被害状況の調査及び取りまとめに関する事</li> <li>道路、橋梁の交通規制に関する事</li> <li>道路障害物等の除去に関する事</li> <li>道路、橋梁、河川、その他公共施設の応急復旧及びその指導に関する事</li> <li>応急資機材等の調達に関する事</li> </ul>	上下水道班 ◎水道課長 ○下水道課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水の確保、供給に関する事</li> <li>給水用機械、器具、薬品及び資材の調達に関する事</li> <li>水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事 (簡易水道関係・飲料水供給施設も含む)</li> <li>下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事</li> </ul>	避難地(所)班 ◎行政総務課長 ○契約検査課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難地派遣職員の動員及び出動に関する事</li> <li>避難地派遣職員からの情報の収集、伝達に関する事</li> <li>住民の避難誘導等安全確保に関する事</li> <li>水防本部への避難地情報及び状況の報告に関する事</li> </ul>	警備班 ◎静岡市島田消防署消防吏員 ◎島田市消防団長	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険箇所の警戒、監視及び防御に関する事</li> <li>避難誘導に関する事</li> <li>救急、救出に関する事</li> </ul>	<p>3 水防本部事務分掌（◎班長、○副班長）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部班 ◎危機管理課長 ○人事課長 ○議会事務局次長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>水防本部要員及び職員の動員及び出動に関する事</li> <li>避難情報の発令、警戒地域の設定に関する事</li> <li>水防本部の開設及び運営に関する事</li> <li>本部長の命令伝達に関する事</li> <li>関係機関との連絡調整及び報告に関する事</li> <li>議会対応に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>秘書広報班 ◎広報プロモーション課長 ○秘書課長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民への広報に関する事</li> <li>報道機関への発表及び協力要請に関する事</li> <li>本部長、副本部長の秘書に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>情報班 ◎市民協働課長 ○戦略推進課長 ○DX推進課長 ○生活安心課長 ○監査委員事務局長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報の収集及び受付に関する事</li> <li>情報の分類に関する事</li> <li>情報の管理に関する事</li> <li>情報の掲示に関する事</li> <li>水防本部の情報機器の設置及び管理に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>避難地班 ◎行政総務課長 ○契約検査課長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難地派遣職員の動員及び出動に関する事</li> <li>避難地派遣職員からの情報の収集、伝達に関する事</li> <li>住民の避難誘導等安全確保に関する事</li> <li>水防本部への避難地情報及び状況の報告に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>建設班 ◎都市政策課長 ○すぐやる課長 ○建設課長 ○建設課参事 ○建築住宅課長 ○農林整備課長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共土木施設の被害状況の調査及び取りまとめに関する事</li> <li>道路、橋梁の交通規制に関する事</li> <li>道路障害物等の除去に関する事</li> <li>道路、橋梁、河川、その他公共施設の応急復旧及びその指導に関する事</li> <li>応急資機材の調達に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>上下水道班 ◎水道課長 ○下水道課長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水の確保、供給に関する事</li> <li>給水用機械、器具、薬品及び資材の調達に関する事</li> <li>水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事 (飲料水供給施設も含む)</li> <li>下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>警備班 ◎静岡市島田消防署消防吏員 ◎島田市消防団長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険箇所の警戒、監視及び防御に関する事</li> <li>避難誘導に関する事</li> <li>救急、救出に関する事</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：班の人員は必要に応じ、班の枠を超えて相互に融通できるものとする。  注2：災害発生時の非常配備体制は、島田市地域防災計画による。  注3：水防長は、大雨・洪水警報が発令され、第2配備体制で対処できないと判断した時に水防本部の設置を指示するものとする。  注4：川根地区は川根地域総合課が主に担当し、水防本部と連携するものとする。</p>		班名	事務分掌	本部班 ◎危機管理課長 ○人事課長 ○議会事務局次長	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防本部要員及び職員の動員及び出動に関する事</li> <li>避難情報の発令、警戒地域の設定に関する事</li> <li>水防本部の開設及び運営に関する事</li> <li>本部長の命令伝達に関する事</li> <li>関係機関との連絡調整及び報告に関する事</li> <li>議会対応に関する事</li> </ul>	秘書広報班 ◎広報プロモーション課長 ○秘書課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民への広報に関する事</li> <li>報道機関への発表及び協力要請に関する事</li> <li>本部長、副本部長の秘書に関する事</li> </ul>	情報班 ◎市民協働課長 ○戦略推進課長 ○DX推進課長 ○生活安心課長 ○監査委員事務局長	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の収集及び受付に関する事</li> <li>情報の分類に関する事</li> <li>情報の管理に関する事</li> <li>情報の掲示に関する事</li> <li>水防本部の情報機器の設置及び管理に関する事</li> </ul>	避難地班 ◎行政総務課長 ○契約検査課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難地派遣職員の動員及び出動に関する事</li> <li>避難地派遣職員からの情報の収集、伝達に関する事</li> <li>住民の避難誘導等安全確保に関する事</li> <li>水防本部への避難地情報及び状況の報告に関する事</li> </ul>	建設班 ◎都市政策課長 ○すぐやる課長 ○建設課長 ○建設課参事 ○建築住宅課長 ○農林整備課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共土木施設の被害状況の調査及び取りまとめに関する事</li> <li>道路、橋梁の交通規制に関する事</li> <li>道路障害物等の除去に関する事</li> <li>道路、橋梁、河川、その他公共施設の応急復旧及びその指導に関する事</li> <li>応急資機材の調達に関する事</li> </ul>	上下水道班 ◎水道課長 ○下水道課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水の確保、供給に関する事</li> <li>給水用機械、器具、薬品及び資材の調達に関する事</li> <li>水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事 (飲料水供給施設も含む)</li> <li>下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事</li> </ul>	警備班 ◎静岡市島田消防署消防吏員 ◎島田市消防団長	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険箇所の警戒、監視及び防御に関する事</li> <li>避難誘導に関する事</li> <li>救急、救出に関する事</li> </ul>
班名	事務分掌																																		
本部班 ◎危機管理課長 ○人事課長 ○議会事務局次長	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防本部要員及び職員の動員及び出動に関する事</li> <li>避難情報の発令、警戒地域の設定に関する事</li> <li>水防本部の開設及び運営に関する事</li> <li>本部長の命令伝達に関する事</li> <li>関係機関との連絡調整及び報告に関する事</li> <li>議会対応に関する事</li> </ul>																																		
秘書広報班 ◎広報プロモーション課長 ○秘書課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民への広報に関する事</li> <li>報道機関への発表及び協力要請に関する事</li> <li>本部長、副本部長の秘書に関する事</li> </ul>																																		
情報班 ◎市民協働課長 ○戦略推進課長 ○DX推進課長 ○生活安心課長 ○監査委員事務局長	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の収集及び受付に関する事</li> <li>情報の分類に関する事</li> <li>情報の掲示に関する事</li> <li>情報の記録・管理に関する事</li> <li>水防本部の情報機器の設置及び庁内情報システムの管理に関する事</li> </ul>																																		
建設班 ◎都市政策課長 ○すぐやる課長 ○建設課長 ○建設課参事 ○建築住宅課長 ○農林整備課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共土木施設の被害状況の調査及び取りまとめに関する事</li> <li>道路、橋梁の交通規制に関する事</li> <li>道路障害物等の除去に関する事</li> <li>道路、橋梁、河川、その他公共施設の応急復旧及びその指導に関する事</li> <li>応急資機材等の調達に関する事</li> </ul>																																		
上下水道班 ◎水道課長 ○下水道課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水の確保、供給に関する事</li> <li>給水用機械、器具、薬品及び資材の調達に関する事</li> <li>水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事 (簡易水道関係・飲料水供給施設も含む)</li> <li>下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事</li> </ul>																																		
避難地(所)班 ◎行政総務課長 ○契約検査課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難地派遣職員の動員及び出動に関する事</li> <li>避難地派遣職員からの情報の収集、伝達に関する事</li> <li>住民の避難誘導等安全確保に関する事</li> <li>水防本部への避難地情報及び状況の報告に関する事</li> </ul>																																		
警備班 ◎静岡市島田消防署消防吏員 ◎島田市消防団長	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険箇所の警戒、監視及び防御に関する事</li> <li>避難誘導に関する事</li> <li>救急、救出に関する事</li> </ul>																																		
班名	事務分掌																																		
本部班 ◎危機管理課長 ○人事課長 ○議会事務局次長	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防本部要員及び職員の動員及び出動に関する事</li> <li>避難情報の発令、警戒地域の設定に関する事</li> <li>水防本部の開設及び運営に関する事</li> <li>本部長の命令伝達に関する事</li> <li>関係機関との連絡調整及び報告に関する事</li> <li>議会対応に関する事</li> </ul>																																		
秘書広報班 ◎広報プロモーション課長 ○秘書課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民への広報に関する事</li> <li>報道機関への発表及び協力要請に関する事</li> <li>本部長、副本部長の秘書に関する事</li> </ul>																																		
情報班 ◎市民協働課長 ○戦略推進課長 ○DX推進課長 ○生活安心課長 ○監査委員事務局長	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の収集及び受付に関する事</li> <li>情報の分類に関する事</li> <li>情報の管理に関する事</li> <li>情報の掲示に関する事</li> <li>水防本部の情報機器の設置及び管理に関する事</li> </ul>																																		
避難地班 ◎行政総務課長 ○契約検査課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難地派遣職員の動員及び出動に関する事</li> <li>避難地派遣職員からの情報の収集、伝達に関する事</li> <li>住民の避難誘導等安全確保に関する事</li> <li>水防本部への避難地情報及び状況の報告に関する事</li> </ul>																																		
建設班 ◎都市政策課長 ○すぐやる課長 ○建設課長 ○建設課参事 ○建築住宅課長 ○農林整備課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共土木施設の被害状況の調査及び取りまとめに関する事</li> <li>道路、橋梁の交通規制に関する事</li> <li>道路障害物等の除去に関する事</li> <li>道路、橋梁、河川、その他公共施設の応急復旧及びその指導に関する事</li> <li>応急資機材の調達に関する事</li> </ul>																																		
上下水道班 ◎水道課長 ○下水道課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水の確保、供給に関する事</li> <li>給水用機械、器具、薬品及び資材の調達に関する事</li> <li>水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事 (飲料水供給施設も含む)</li> <li>下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事</li> </ul>																																		
警備班 ◎静岡市島田消防署消防吏員 ◎島田市消防団長	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険箇所の警戒、監視及び防御に関する事</li> <li>避難誘導に関する事</li> <li>救急、救出に関する事</li> </ul>																																		

新	旧																																																																																																								
<p>4 水防本部連絡系統図 (略)</p> <p>5 消防団 (1) 分団の管轄区域 (略)</p> <p>(2) 消防団の組織 (令和7年4月1日現在)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: yellow;"> <th>組織</th> <th>団員数(人)</th> <th>組織</th> <th>団員数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>団本部</td><td>22</td><td>第10分団</td><td>40</td></tr> <tr><td>第1分団</td><td>25</td><td>第11分団</td><td>39</td></tr> <tr><td>第2分団</td><td>39</td><td>第12分団</td><td>42</td></tr> <tr><td>第3分団</td><td>59</td><td>第13分団</td><td>28</td></tr> <tr><td>第4分団</td><td>49</td><td>第14分団</td><td>37</td></tr> <tr><td>第5分団</td><td>36</td><td>第15分団</td><td>36</td></tr> <tr><td>第6分団</td><td>34</td><td>第16分団</td><td>35</td></tr> <tr><td>第7分団</td><td>30</td><td>女性分団</td><td>11</td></tr> <tr><td>第8分団</td><td>25</td><td>機能別団員</td><td>91</td></tr> <tr><td>第9分団</td><td>35</td><td>合計</td><td>713</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 消防団の編成及び職務 (略)</p> <p>第3章 重要水防箇所</p> <p>第1節 重要水防箇所の区分及び評価基準</p> <p>(1) 国土交通省重要水防箇所の区分 (抜粋)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: yellow;"> <th style="width:15%;">種 類</th> <th style="width:85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">重要区間</td> <td>堤防高さ(流下能力)、堤防断面、工作物、水衝・洗掘、漏水、法崩れ・すべりの6種別において一定の基準を満たしていない区間をAランク又はB ランクに区分している。 A：水防上(監視又は巡視する)最も重要な区間 B：水防上(監視又は巡視する)重要な区間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">要注意区間</td> <td>洪水に対する対策が一定に実施されているが、重要区間とは別に水防上注意する区間と出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締め切り等により堤防に影響を及ぼす箇所及び陸閘、新堤防(築堤後3年間)、破堤・旧川跡。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">重点区間</td> <td>重要区間及び要注意区間の中から総合的に判断し、水防時に重点的に監視又は巡視すべき区間である。 なお、重点区間は河川延長の1割程度を目安とし、各水防団の分団ごと又は水防団ごと設定することを基本とする。</td> </tr> </tbody> </table>	組織	団員数(人)	組織	団員数(人)	団本部	22	第10分団	40	第1分団	25	第11分団	39	第2分団	39	第12分団	42	第3分団	59	第13分団	28	第4分団	49	第14分団	37	第5分団	36	第15分団	36	第6分団	34	第16分団	35	第7分団	30	女性分団	11	第8分団	25	機能別団員	91	第9分団	35	合計	713	種 類	内 容	重要区間	堤防高さ(流下能力)、堤防断面、工作物、水衝・洗掘、漏水、法崩れ・すべりの6種別において一定の基準を満たしていない区間をAランク又はB ランクに区分している。 A：水防上(監視又は巡視する)最も重要な区間 B：水防上(監視又は巡視する)重要な区間	要注意区間	洪水に対する対策が一定に実施されているが、重要区間とは別に水防上注意する区間と出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締め切り等により堤防に影響を及ぼす箇所及び陸閘、新堤防(築堤後3年間)、破堤・旧川跡。	重点区間	重要区間及び要注意区間の中から総合的に判断し、水防時に重点的に監視又は巡視すべき区間である。 なお、重点区間は河川延長の1割程度を目安とし、各水防団の分団ごと又は水防団ごと設定することを基本とする。	<p>4 水防本部連絡系統図 (略)</p> <p>5 消防団 (1) 分団の管轄区域 (略)</p> <p>(2) 消防団の組織 (令和6年4月1日現在)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: yellow;"> <th>組織</th> <th>団員数(人)</th> <th>組織</th> <th>団員数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>団本部</td><td>22</td><td>第10分団</td><td>42</td></tr> <tr><td>第1分団</td><td>26</td><td>第11分団</td><td>42</td></tr> <tr><td>第2分団</td><td>36</td><td>第12分団</td><td>43</td></tr> <tr><td>第3分団</td><td>64</td><td>第13分団</td><td>30</td></tr> <tr><td>第4分団</td><td>52</td><td>第14分団</td><td>40</td></tr> <tr><td>第5分団</td><td>39</td><td>第15分団</td><td>35</td></tr> <tr><td>第6分団</td><td>33</td><td>第16分団</td><td>38</td></tr> <tr><td>第7分団</td><td>33</td><td>女性分団</td><td>10</td></tr> <tr><td>第8分団</td><td>26</td><td>機能別団員</td><td>91</td></tr> <tr><td>第9分団</td><td>37</td><td>合計</td><td>739</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 消防団の編成及び職務 (略)</p> <p>第3章 重要水防箇所</p> <p>第1節 重要水防箇所の区分及び評価基準</p> <p>(1) 国土交通省重要水防箇所の区分 (抜粋)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: yellow;"> <th style="width:15%;">種 類</th> <th style="width:85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">重要区間</td> <td>「重要水防箇所」は、その箇所の堤防の状態などにより「越水(溢水)」「堤体漏水」「基礎地盤漏水」などのいくつかの種別に分類しています。 さらにその種別ごとに、その箇所の状況に応じて2つの重要度と要注意区間に区分されます。(「重要水防箇所評価基準(案)」参照) A：水防上(監視又は巡視する)最も重要な区間 B：水防上(監視又は巡視する)重要な区間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">要注意区間</td> <td>工事施工、新堤防・旧川跡・破堤跡、陸閘の該当箇所について「要注意区間」と定義している。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">重点区間</td> <td>水防活動上の必要性に応じて、特に水防時に重点的に巡視すべき区間を設定する。</td> </tr> </tbody> </table>	組織	団員数(人)	組織	団員数(人)	団本部	22	第10分団	42	第1分団	26	第11分団	42	第2分団	36	第12分団	43	第3分団	64	第13分団	30	第4分団	52	第14分団	40	第5分団	39	第15分団	35	第6分団	33	第16分団	38	第7分団	33	女性分団	10	第8分団	26	機能別団員	91	第9分団	37	合計	739	種 類	内 容	重要区間	「重要水防箇所」は、その箇所の堤防の状態などにより「越水(溢水)」「堤体漏水」「基礎地盤漏水」などのいくつかの種別に分類しています。 さらにその種別ごとに、その箇所の状況に応じて2つの重要度と要注意区間に区分されます。(「重要水防箇所評価基準(案)」参照) A：水防上(監視又は巡視する)最も重要な区間 B：水防上(監視又は巡視する)重要な区間	要注意区間	工事施工、新堤防・旧川跡・破堤跡、陸閘の該当箇所について「要注意区間」と定義している。	重点区間	水防活動上の必要性に応じて、特に水防時に重点的に巡視すべき区間を設定する。
組織	団員数(人)	組織	団員数(人)																																																																																																						
団本部	22	第10分団	40																																																																																																						
第1分団	25	第11分団	39																																																																																																						
第2分団	39	第12分団	42																																																																																																						
第3分団	59	第13分団	28																																																																																																						
第4分団	49	第14分団	37																																																																																																						
第5分団	36	第15分団	36																																																																																																						
第6分団	34	第16分団	35																																																																																																						
第7分団	30	女性分団	11																																																																																																						
第8分団	25	機能別団員	91																																																																																																						
第9分団	35	合計	713																																																																																																						
種 類	内 容																																																																																																								
重要区間	堤防高さ(流下能力)、堤防断面、工作物、水衝・洗掘、漏水、法崩れ・すべりの6種別において一定の基準を満たしていない区間をAランク又はB ランクに区分している。 A：水防上(監視又は巡視する)最も重要な区間 B：水防上(監視又は巡視する)重要な区間																																																																																																								
要注意区間	洪水に対する対策が一定に実施されているが、重要区間とは別に水防上注意する区間と出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締め切り等により堤防に影響を及ぼす箇所及び陸閘、新堤防(築堤後3年間)、破堤・旧川跡。																																																																																																								
重点区間	重要区間及び要注意区間の中から総合的に判断し、水防時に重点的に監視又は巡視すべき区間である。 なお、重点区間は河川延長の1割程度を目安とし、各水防団の分団ごと又は水防団ごと設定することを基本とする。																																																																																																								
組織	団員数(人)	組織	団員数(人)																																																																																																						
団本部	22	第10分団	42																																																																																																						
第1分団	26	第11分団	42																																																																																																						
第2分団	36	第12分団	43																																																																																																						
第3分団	64	第13分団	30																																																																																																						
第4分団	52	第14分団	40																																																																																																						
第5分団	39	第15分団	35																																																																																																						
第6分団	33	第16分団	38																																																																																																						
第7分団	33	女性分団	10																																																																																																						
第8分団	26	機能別団員	91																																																																																																						
第9分団	37	合計	739																																																																																																						
種 類	内 容																																																																																																								
重要区間	「重要水防箇所」は、その箇所の堤防の状態などにより「越水(溢水)」「堤体漏水」「基礎地盤漏水」などのいくつかの種別に分類しています。 さらにその種別ごとに、その箇所の状況に応じて2つの重要度と要注意区間に区分されます。(「重要水防箇所評価基準(案)」参照) A：水防上(監視又は巡視する)最も重要な区間 B：水防上(監視又は巡視する)重要な区間																																																																																																								
要注意区間	工事施工、新堤防・旧川跡・破堤跡、陸閘の該当箇所について「要注意区間」と定義している。																																																																																																								
重点区間	水防活動上の必要性に応じて、特に水防時に重点的に巡視すべき区間を設定する。																																																																																																								

新		旧			
(2) 国土交通省重要水防箇所評定基準(案) (抜粋) 河川局治水課長通達 (平成6年10月28日建設省河治発第79号、最終改正：平成31年2月27日国土交通省河治第97号)		(2) 国土交通省重要水防箇所評定基準(案) (抜粋) 河川局治水課長通達 (平成6年10月28日建設省河治発第79号、最終改正：平成31年2月27日国土交通省河治第97号)			
種 別	重 要 度		種 別	重 要 度	
	A水防上最も重要な区間	B水防上重要な区間		A水防上最も重要な区間	B水防上重要な区間
越 水 (溢 水)	計画高水流量規模の洪水の水位 (高潮区間の堤防にあっては計画高潮位) が現況の堤防高を越える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位 (高潮区間の堤防にあっては計画高潮位) と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	越 水 (溢 水)	(1) 計画高水流量規模の洪水の水位 (高潮区間の堤防にあっては計画高潮位) が現況の堤防高を越える箇所	(2) 計画高水流量規模の洪水の水位 (高潮区間の堤防にあっては計画高潮位) と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴 (被災状況が確認できるもの) があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴 (被災状況が確認できるもの) がある箇所 消防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴 (被災状況が確認できるもの) があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴 (被災状況が確認できるもの) はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所 消防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所	堤体漏水	(1) 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴 (被災状況が確認できるもの) があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所 (2) 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴 (被災状況が確認できるもの) がある箇所 (3) 消防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所	(1) 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴 (被災状況が確認できるもの) があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所 (2) 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴 (被災状況が確認できるもの) はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所 (3) 消防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所

新		旧		
基礎地盤漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所</p> <p>基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所</p> <p>消防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に関する変状が集中している箇所</p> <p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所</p> <p>消防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所</p>	<p>基礎地盤漏水</p> <p>(1) 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所</p> <p>(2) 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所</p> <p>(3) 消防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所</p>	<p>基礎地盤漏水</p> <p>(1) 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に関する変状が集中している箇所</p> <p>(2) 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所</p> <p>(3) 消防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所</p>
水衝・洗掘	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所</p> <p>橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所</p> <p>波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所</p>	<p>水衝・洗掘</p> <p>(1) 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所</p> <p>(2) 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所</p> <p>(3) 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所</p>	<p>水衝・洗掘</p> <p>(1) 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所</p>
工作物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所</p>	<p>工作物</p> <p>(1) 河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所</p> <p>(2) 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所</p>	<p>工作物</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所</p>

新

(3) 静岡県重要水防箇所の区分

種類	内容
重要度A	洪水出水中定期的に巡回、監視して状況を通報すべき箇所 (すなわち、洪水注意報を受けたときより巡回、監視にあたる)
重要度B	洪水出水中随時巡回、監視すべき箇所 (洪水警報を受けたときより巡回、監視にあたる)

(4) 静岡県(県管理区間)重要水防箇所評定基準

重要度A	重要度B
時間雨量30mm/h、日雨量130mm/日相当の降雨(基準流量)に対し、次の事項により施設被害の想定規模が200戸以上の家屋に及ぶと予想される箇所 (機能度及び耐用度) 1 流下能力がないもの(基準流量が現況流下能力を越えるものについて注意箇所に指定) 2 漏水、洗掘が予想される箇所 3 取水堰、橋梁等不等沈下、流水疎通の障害等が認められ、被害が予想される箇所 4 樋門、樋管等、堤防横断工作物の施設が老朽化し、被害が予想される箇所 以上のいずれか1つに該当する場合に重要度Aに指定する。	時間雨量50mm/h、日雨量200mm/日相当の降雨(基準流量)に対し、次の事項により施設被害の想定規模が25戸以上の家屋に及ぶと予想される箇所 (機能度及び耐用度) 1 流下能力がないもの(基準流量が現況流下能力を越えるものについて注意箇所に指定) 2 漏水、洗掘が予想される箇所 3 取水堰、橋梁等不等沈下、流水疎通の障害等が認められ、被害が予想される箇所 4 樋門、樋管等、堤防横断工作物の施設が老朽化し、被害が予想される箇所 以上のいずれか1つに該当する場合に重要度Bに指定する。

旧

(3) 静岡県重要水防箇所の区分

種類	内容
重要度A	洪水出水中、定期的に巡回、監視して状況を通報すべき箇所 (すなわち、洪水注意報を受けたときより巡回、監視にあたる)
重要度B	洪水出水中、随時巡回、監視すべき箇所 (洪水警報を受けたときより巡回、監視にあたる)

(4) 静岡県(県管理区間)重要水防箇所評定基準

重要度A	重要度B
時間雨量30mm、日雨量130mm相当の降雨(基準流量)に対し、次の事項により施設被害の想定規模が200戸以上の家屋に及ぶと予想される箇所 (機能度及び耐用度) 1 流下能力がないもの(基準流量が現況流下能力を超えるものについて注意箇所に指定) 2 漏水、洗掘が予想される箇所 3 取水堰、橋梁等不等沈下、流水疎通の障害等が認められ、被害が予想される箇所 4 樋門、樋管等、堤防横断工作物の施設が老朽化し、被害が予想される箇所 以上のいずれか1つに該当する場合に重要度Aに指定する。	時間雨量50mm、日雨量200mm相当の降雨(基準流量)に対し、次の事項により施設被害の想定規模が25戸以上の家屋に及ぶと予想される箇所 (機能度及び耐用度) 1 流下能力がないもの(基準流量が現況流下能力を超えるものについて注意箇所に指定) 2 漏水、洗掘が予想される箇所 3 取水堰、橋梁等不等沈下、流水疎通の障害等が認められ、被害が予想される箇所 4 樋門、樋管等、堤防横断工作物の施設が老朽化し、被害が予想される箇所 以上のいずれか1つに該当する場合に重要度Bに指定する。

第2節 重要水防箇所(出典:静岡県水防計画)

(1) 直轄(国管理)区間重要水防箇所表

図面対象箇所	河川名	ランドマーク	大字	左右岸	延長(m)	位置	重要度	注意を要する理由	水防工法	避難場所
19	大井川	谷口橋	阪本	右	40	9.8K~9.8k+40m	B	洗掘の未施工	木流し工	初倉小学校
28	大井川	新東名大井川橋	牛尾	右	110	19.0K+20m~19.2K+10m	B	河積不足	積土のう工	-

第2節 重要水防箇所(出典:静岡県水防計画)

(1) 直轄(国管理)区間重要水防箇所表

図面対象箇所	河川名	ランドマーク	大字	左右岸	延長(m)	位置	重要度	注意を要する理由	水防工法	避難場所
19	大井川	谷口橋	阪本	右	200	9.8K~9.8k+40m	B	洗掘の未施工	木流し工	初倉小学校
28	大井川	新東名大井川橋	牛尾	右	190	19.0K+20m~19.2K+10m	B	河積不足	積土のう工	-

新

(2)  
 } (略)  
 (8)

第3節 土砂災害(特別)警戒区域一覧  
 (略)

第4章 予報及び警報

第1節 気象予報

(1) 警報の種類と発表基準(抜粋) ※令和6年5月23日現在

警報名	二次細分区域名	
	島田市	
大雨 (警戒レベル3相当)	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
	24	186
洪水 (警戒レベル3相当)	流域雨量指数基準	複合基準
	伊太谷川流域=10.1、大代川流域=16.1 伊久美川流域=18.3、家山川流域=16.8 湯日川流域=9、菊川流域=10.5	大代川流域=(23、11.9)
暴風	20m/s以上(平均風速)	
大雪	平地:10cm(12時間の降雪) 山地:20cm(12時間の降雪)	
警報名	二次細分区域名	
	島田市	

(2) 注意報の種類と発表基準(抜粋)

注意報名	二次細分区域名	
	島田市	
大雨 (警戒レベル2)	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
	14	135
洪水 (警戒レベル2)	流域雨量指数基準	複合基準
	伊太谷川流域=8、大代川流域=12.8、 伊久美川流域=14.6、家山川流域=13.4、 湯日川流域=7.2、菊川流域=8.4	伊太谷川流域=(7、8) 大代川流域=(7、10.7)
強風	12m/s以上(平均風速)	
大雪	平地:5cm(12時間の降雪) 山地:10cm(12時間の降雪)	

(略)

旧

(2) 県管理区間重要水防箇所表  
 } (略)  
 (8)

第3節 土砂災害(特別)警戒区域一覧  
 (略)

第4章 予報及び警報

第1節 気象予報

(1) 警報の種類と発表基準(抜粋) ※令和6年5月23日現在

警報名	二次細分区域名	
	島田市	
大雨 (警戒レベル3相当)	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
	24	186
洪水 (警戒レベル3相当)	流域雨量指数基準	複合基準
	伊太谷川流域=10.1、大代川流域=16.1 伊久美川流域=18.3、家山川流域=16.8 湯日川流域=9、菊川流域=10.4	大代川流域=(23、11.8)
暴風	20m/s以上(平均風速)	
大雪	平地:10cm(12時間の降雪) 山地:20cm(12時間の降雪)	
警報名	二次細分区域名	
	島田市	

(2) 注意報の種類と発表基準(抜粋)

注意報名	二次細分区域名	
	島田市	
大雨 (警戒レベル2)	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
	14	96
洪水 (警戒レベル2)	流域雨量指数基準	複合基準
	伊太谷川流域=8、大代川流域=12.8、 伊久美川流域=14.6、家山川流域=13.4、 湯日川流域=7.2、菊川流域=8.3	伊太谷川流域=(7、8) 大代川流域=(7、10.6)
強風	12m/s以上(平均風速)	
大雪	平地:5cm(12時間の降雪) 山地:10cm(12時間の降雪)	

(略)

新

<土壌雨量指数>

土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km四方の領域ごとに算出する。

- (3)
- ) (略)
- (4)

第2節 国土交通省と気象庁が共同して行う洪水予報

1 洪水予報計画

- (1) (略)
- (2) 洪水予報の対象となる水位観測所

河川名	基準地点	地先名	河口からの距離	水防団待機水位 (通報水位)
大井川	神座	島田市神座	左岸河口より23.49km	0.90m
	細島	島田市細島	左岸河口より10.03km	1.30m

氾濫注意水位 (警戒水位)	出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)	計画高水位
2.00m	2.60m	2.60m	3.20m	6.45m
1.70m	2.20m	2.70m	3.30m	4.99m

- (3) (略)
- (4) 洪水予報の発表及び解除の基準

種類	発表基準	摘要
氾濫注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル2相当)	基準地点の水位が氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき静岡河川事務所と静岡地方気象台が協議のうえ決定する。
氾濫警戒情報 (洪水警報) (警戒レベル3相当)	基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(レベル3水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	同上
氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当)	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき。	
氾濫発生情報 (洪水警報) (警戒レベル5相当)	堤防からの越水又は破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき。	
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する。	

旧

<土壌雨量指数>

土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨量の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km四方の領域ごとに算出する。

- (3)
- ) (略)
- (4)

第2節 国土交通省と気象庁が共同して行う洪水予報

1 洪水予報計画

- (1) (略)
- (2) 洪水予報の対象となる水位観測所

河川名	基準地点	地先名	河口からの距離	水防団待機水位 (通報水位)
大井川	神座	島田市神座	23.49km	0.90m
	細島	島田市細島	10.03km	1.30m

氾濫注意水位 (警戒水位)	出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)	計画高水位
2.00m	2.60m	2.60m	3.20m	6.45m
1.70m	2.20m	2.70m	3.30m	4.99m

- (3) (略)
- (4) 洪水予報の発表及び解除の基準

種類	発表基準	摘要
氾濫注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル2相当)	基準地点の水位が氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき静岡河川事務所と静岡地方気象台が協議のうえ決定する。
氾濫警戒情報 (洪水警報) (警戒レベル3相当)	基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	同上
氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当)	基準地点の水位が、一定時間後に氾濫する可能性がある水位に到達することが見込まれるとき、または、氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき。	
氾濫発生情報 (洪水警報) (警戒レベル5相当)	堤防からの越水又は破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき。	
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する。	

新

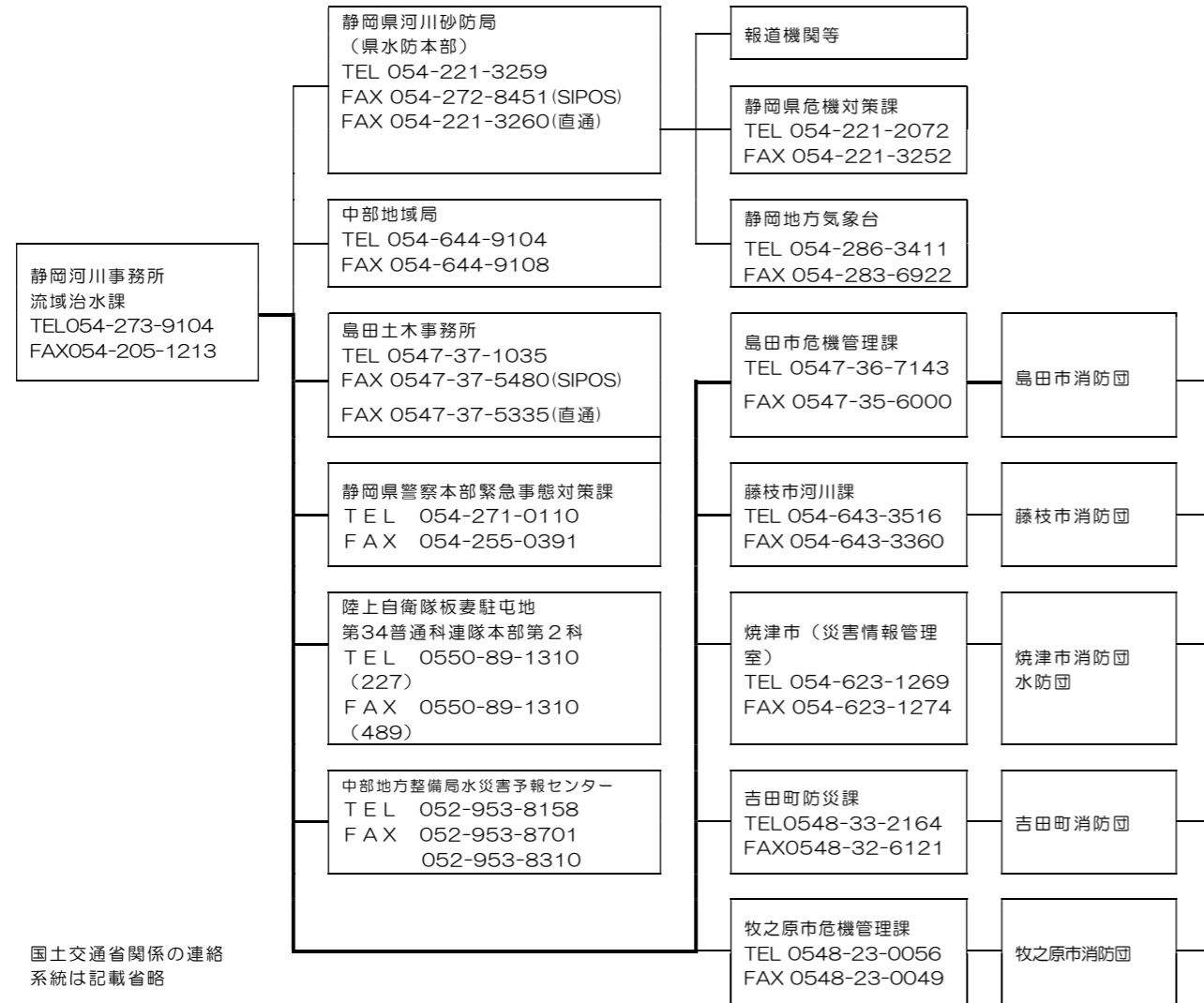
旧

- (5)
- } (略)
- (10)

第3節 国土交通大臣が行う水防警報

1 水防警報計画

- (1)
- } (略)
- (4)
- (5) 水防警報連絡系統図



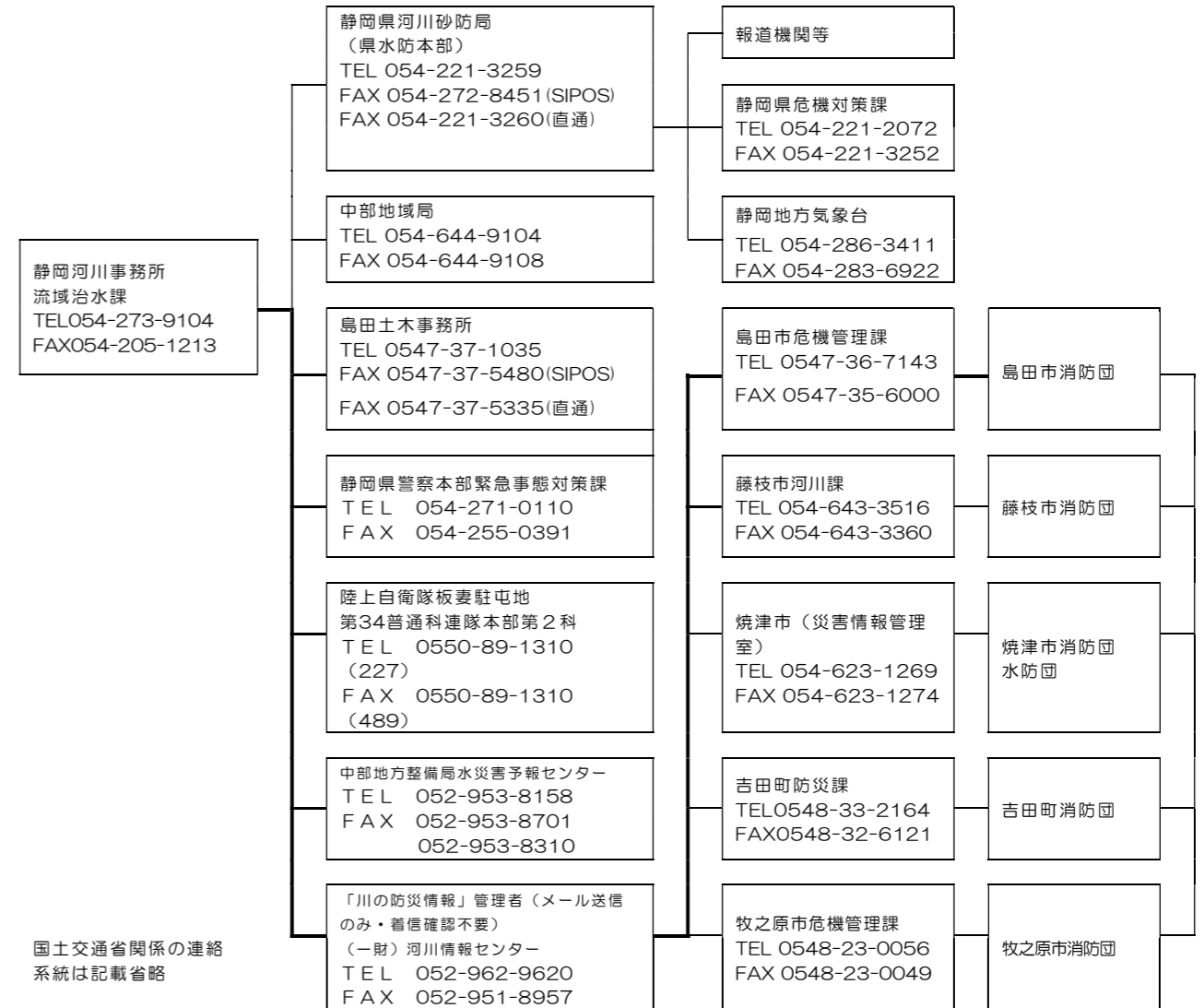
- (6)
- } (略)
- (7)

- (5)
- } (略)
- (10)

第3節 国土交通大臣が行う水防警報

1 水防警報計画

- (1)
- } (略)
- (4)
- (5) 水防警報連絡系統図



- (6)
- } (略)
- (7)

新	旧
<p>第4節 県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知      県知事は、県知事が指定した河川について水位が氾濫危険水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関に協力を求めて、一般に周知させるものとする。      また、県知事は、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報（要現認）の発表は、可能な範囲で行うこととする。      県知事が指定した河川について通知をした際は、避難のための立退きの指示の判断に資するため、関係市町の長に同事項を通知するものとする。</p> <p>1 水位周知河川における水位到達情報の提供      (1)      〳 (略)      (8)</p> <p>第5章 気象予報等の情報収集      第1節 気象予報等の情報収集      (1) 気象情報      気象庁 <a href="https://www.jma.go.jp/jma/index.html">https://www.jma.go.jp/jma/index.html</a>      (削除)</p> <p>(2) 雨量・河川水位      国土交通省「川の防災情報」  <a href="https://www.river.go.jp/index">https://www.river.go.jp/index</a>      (削除)</p> <p>静岡県「サイポスレーダー」  <a href="https://sipos.pref.shizuoka.jp">https://sipos.pref.shizuoka.jp</a></p> <p>(3) 河川状況の画像情報      国土交通省「大井川ライブカメラ」  <a href="https://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/bousai/livecamera/ooigawa/">https://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/bousai/livecamera/ooigawa/</a>      島田土木事務所「静岡県河川ライブカメラ」  <a href="https://www.cam.shizuoka4.jp/m/index.html#21">https://www.cam.shizuoka4.jp/m/index.html#21</a>      島田市「湯日川（長池川と湯日川の合流点）ライブカメラ」  <a href="https://www.youtube.com/playlist?list=PL6YSL-wy6EYgTcqu6he8jNQSwQdKS_67W">https://www.youtube.com/playlist?list=PL6YSL-wy6EYgTcqu6he8jNQSwQdKS_67W</a></p> <p>(4) 潮位・波高      国土交通省「海の防災情報(全国港湾海洋波浪情報網)」  <a href="https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/">https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/</a></p>	<p>第4節 県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知      県知事は、県知事が指定した河川について水位が氾濫危険水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関に協力を求めて、一般に周知させるものとする。      また、県知事は、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報（要現認）の発表は、可能な範囲で行うこととする。      県知事が指定した河川について通知をした際は、避難のための立退きの指示の判断に資するため、関係市町の長に同事項を通知するものとする。</p> <p>1 水位周知河川における水位到達情報の提供      (1)      〳 (略)      (8)</p> <p>第5章 気象予報等の情報収集      第1節 気象予報等の情報収集      (1) 気象情報      気象庁 <a href="https://www.jma.go.jp/jma/index.html">https://www.jma.go.jp/jma/index.html</a>      気象庁「防災気象情報提供システム」<a href="https://bousai.jmainfo.go.jp/">https://bousai.jmainfo.go.jp/</a></p> <p>(2) 雨量・河川水位      国土交通省「川の防災情報」  <a href="https://www.river.go.jp/index">https://www.river.go.jp/index</a>      一般財団法人河川情報センター「川の水位情報」  <a href="https://k.river.go.jp">https://k.river.go.jp</a>      静岡県「サイポスレーダー」  <a href="https://sipos.pref.shizuoka.jp">https://sipos.pref.shizuoka.jp</a></p> <p>(3) 河川状況の画像情報      国土交通省「大井川ライブカメラ」  <a href="https://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/bousai/livecamera/ooigawa/">https://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/bousai/livecamera/ooigawa/</a>      (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(4) 潮位・波高      国土交通省「海の防災情報(全国港湾海洋波浪情報網)」  <a href="https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/">https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/</a></p>

新

第2節 雨量の監視

雨量観測所は、静岡県管理が118箇所(全テレメータ化)、国土交通省管理が46箇所、気象庁管理が30箇所である。島田市には、雨量観測所が6箇所設置されている。静岡県では、河川・海岸・砂防・道路などの土木防災情報を一元化した静岡県土木総合防災情報システム(SIPOS-RADAR)により、広域的な雨量情報を受信し、降雨の監視を行っている。国土交通省がインターネット配信している局所的な雨量をリアルタイムで観測する川の防災情報の雨量情報を雨量監視に活用する。

- (1)
- ) (略)
- (4)
- (5) 島田市所管危機管理型水位計
- (6) 静岡県所管監視カメラ

名称	河川	位置	管理者	
			名称	電話
駿遠橋	大井川	川根町家山	島田土木	0547-37-1035
大代川橋	大代川	金谷扇町		
栃山橋	大津谷川	阿知ヶ谷		
(削除)				

(7) 国土交通省所管監視カメラ

名称	河川	位置	管理者	
			名称	電話
横井	大井川	南	静岡河川事務所	054-273-9104
島田出張所	大井川	横井		
金谷	大井川	金谷		
(削除)				
河原	大井川	河原	静岡河川事務所	054-273-9104
大井川右岸 15.8K	大井川	金谷東		
稲荷	大井川	稲荷		
大井川左岸 16.8K	大井川	向谷		
赤松水位観測所	大井川	伊太		
相賀	大井川	相賀		
水路橋	大井川	神座		
神座南	大井川	神座		
神座水位観測所	大井川	神座		
神座水位観測所(補助)	大井川	神座		

旧

第2節 雨量の監視

雨量観測所は、静岡県管理が118箇所(全テレメータ化)、国土交通省管理が47箇所、気象庁管理が30箇所である。島田市には、雨量観測所が6箇所設置されている。静岡県では、河川・海岸・砂防・道路などの土木防災情報を一元化した静岡県土木総合防災情報システム(SIPOS)により、広域的な雨量情報を受信し、降雨の監視を行っている。国土交通省がインターネット配信している局所的な雨量をリアルタイムで観測するXバンドMPレーダーの雨量情報を雨量監視に活用する。

- (1)
- ) (略)
- (4)
- (5) 市所管危機管理型水位計
- (6) 静岡県所管監視カメラ

名称	河川	位置	管理者	
			名称	電話
駿遠橋	大井川	川根町家山	島田土木	0547-37-1035
大代川橋	大代川	金谷扇町		
栃山橋	大津谷川	阿知ヶ谷		
湯日川	湯日川	岡田	島田市危機管理課	0547-36-7143

(7) 国土交通省所管監視カメラ

名称	河川	位置	管理者	
			名称	電話
横井	大井川	南	静岡河川事務所	054-273-9104
島田出張所	大井川	横井		
金谷	大井川	金谷		
名称	河川	位置	管理者	
			名称	名称
河原	大井川	河原	静岡河川事務所	054-273-9104
大井川右岸 15.8K	大井川	金谷東		
稲荷	大井川	稲荷		
大井川左岸 16.8K	大井川	向谷		
赤松水位観測所	大井川	伊太		
相賀	大井川	相賀		
水路橋	大井川	神座		
神座南	大井川	神座		
神座水位観測所	大井川	神座		
神座水位観測所(補助)	大井川	神座		

新

旧

(8) 島田市所管監視カメラ

名称	河川	位置	管理者	
			名称	電話
湯日川	湯日川	岡田	島田市危機管理課	0547-36-7143

第6章 ダム、水こう門等の操作

(略)

第7章 通信連絡

第1節 水防通信連絡系統

(略)

第2節 電話の利用

(1)

ㄱ (略)

(6)

(7) 市消防団関係一覧

機関名	所在地	氏名
島田市消防団団長	道悦五丁目	森下 恵文
島田市消防団副団長	野田	増本 利幸
島田市消防団第1方面隊長	横井四丁目	石川 雅美
島田市消防団第2方面隊長	伊久美	岩塚 隆幸
島田市消防団第3方面隊長	神谷城	小関 健太郎
島田市消防団第4方面隊長	川根町家山	杉谷 和洋
島田市消防団副第1方面隊長(第1分団)	中溝町	角皆 順也
島田市消防団副第1方面隊長(第2分団)	旭三丁目	伊東 真介
島田市消防団副第1方面隊長(第3分団)	牧之原	杉本 諒太
島田市消防団副第1方面隊長(第4分団)	東町	河合 修
島田市消防団副第2方面隊長(第5分団)	大草	山本 晴希
島田市消防団副第2方面隊長(第6分団)	神座	鈴木 裕
島田市消防団副第2方面隊長(第7分団)	伊久美	奥田 恵一
島田市消防団副第2方面隊長(第8分団)	稲荷三丁目	鈴木 将弘
島田市消防団副第3方面隊長(第9分団)	菊川	井村 至希
島田市消防団副第3方面隊長(第10分団)	金谷栄町	渡辺 茂寛
島田市消防団副第3方面隊長(第11分団)	番生寺	西山 将志
島田市消防団副第3方面隊長(第12分団)	横岡	加藤 大樹
島田市消防団副第4方面隊長(第13分団)	川根町家山	原 貴昭
島田市消防団副第4方面隊長(第14分団)	川根町家山	田崎 祐介
島田市消防団副第4方面隊長(第15分団)	川根町抜里	兒玉 雅人
島田市消防団副第4方面隊長(第16分団)	川根町家山	羽田 健大

(8) その他関係電話番号一覧

(略)

第3節

ㄱ (略)

第5節

(追加)

第6章 ダム、水こう門等の操作

(略)

第7章 通信連絡

第1節 水防通信連絡系統

(略)

第2節 電話の利用

(1)

ㄱ (略)

(6)

(7) 市消防団関係一覧

機関名	所在地	氏名
島田市消防団団長	島	藤原 達郎
島田市消防団副団長	道悦五丁目	森下 恵文
島田市消防団第1方面隊長	横井四丁目	石川 雅美
島田市消防団第2方面隊長	野田	増本 利幸
島田市消防団第3方面隊長	神谷城	小関 健太郎
島田市消防団第4方面隊長	川根町家山	杉谷 和洋
島田市消防団副第1方面隊長(第1分団)	中溝町	角皆 順也
島田市消防団副第1方面隊長(第2分団)	旭三丁目	伊東 真介
島田市消防団副第1方面隊長(第3分団)	阪本	杉本 政紘
島田市消防団副第1方面隊長(第4分団)	東町	河合 修
島田市消防団副第2方面隊長(第5分団)	大草	山本 晴希
島田市消防団副第2方面隊長(第6分団)	神座	鈴木 裕
島田市消防団副第2方面隊長(第7分団)	伊久美	岩塚 隆幸
島田市消防団副第2方面隊長(第8分団)	稲荷三丁目	鈴木 将弘
島田市消防団副第3方面隊長(第9分団)	菊川	井村 至希
島田市消防団副第3方面隊長(第10分団)	金谷栄町	渡辺 茂寛
島田市消防団副第3方面隊長(第11分団)	番生寺	西山 将志
島田市消防団副第3方面隊長(第12分団)	横岡	加藤 大樹
島田市消防団副第4方面隊長(第13分団)	川根町家山	原 貴昭
島田市消防団副第4方面隊長(第14分団)	川根町家山	田崎 祐介
島田市消防団副第4方面隊長(第15分団)	川根町抜里	兒玉 雅人
島田市消防団副第4方面隊長(第16分団)	川根町家山	羽田 健大

(8) その他関係電話番号一覧

(略)

第3節

ㄱ (略)

第5節

新

第8章 水防施設及び輸送

1 水防用資器材及び設備の整備

市内水防倉庫の設置状況並びに倉庫に備蓄されている水防用資器材の整備状況は、表「水防倉庫及び水防用資器材備蓄状況一覧表」のとおりである。

市長は、資材確保のため水防地域近在の竹木等の所在を把握し、緊急時の場合は周辺住民の協力が得られるように手配しておくものとする。

なお、備蓄資器材を使用又は損傷により不足が生じた場合は、速やかに補充しておくものとする。

消防団で水防用資器材を調達する場合は、水防本部に要請するものとする。ただし、状況の急変等により水防本部に要請するいとまがないときは、当該地域の事業者等から調達するものとする。その場合には、事後において市長に報告するものとする。

水防倉庫及び水防用資器材備蓄状況一覧表

対象河川名	大井川			大井川 家山川	家山川	大井川 上手川	大井川 身成川	大井川 宮沢川	身成川	笹間川 外の沢
	神座	高島	金谷	家山	塩本	抜里	渡島	葛籠	上河内	出本
水防倉庫	33.12	34.96	18.0	58.30	9.90	9.90	36.00	9.90	36.00	9.90
面積 (㎡)										
資材・器材名	単位									
木杭	本	130	50	10	70	60	50	70	90	90
丸太	本	50	80	2						
鉄杭	本		70	11						
塩ビパイプVU100	本		4							
土嚢袋	袋	1200	2000	1000	200	500	600	200	200	200
ロープ	束	5	3							
トラロープ	束		4	10						
鉄線	kg	70	100	50	1	40	50	1	10	10
番線	箱			6(200)						
番線カッター	丁		9							
蛇籠(鉄)	本	50	100		9			9		
水防マット	張	1	3							
ビニールシート	枚	4	20							
掛矢	丁	7	8	7	6	3		6	8	8
スコップ	丁	20	77	12	22	12		22	8	8
じょれん	丁		16	10	19	16		19	6	6
ハンマー	丁	5	19	1						
げんのう	丁		2							
つるはし	丁	10	2	14	4	3		4	1	1
とび口	丁			8						
くわ	丁	10								
のこぎり	丁	5		14 (のこなた)	2	2		2		
おの	丁		3	1			1			
ペンチ	丁	3	10	7	2	5		2		
しの	丁		21	1						
なた	丁		13	2						
かま	丁	6	2	13					7	7
石箕	丁	23	21	12	50	20	24	50	15	15
チェーンソー	台			1					4	
塩化カル	袋		55	28						
担架	本					1				

旧

第8章 水防施設及び輸送

第1節 水防用資器材及び設備の整備

市内水防倉庫の設置状況、倉庫に備蓄されている水防用資器材及び設備の整備状況は、表「水防倉庫及び水防用資器材及び設備備蓄状況一覧表」のとおりである。

市長は、水防資材確保のため水防地域周辺の竹木等の所在を把握し、緊急時の場合は周辺住民の協力が得られるように手配しておくものとする。

なお、水防倉庫備蓄資器材を使用し、又は損傷により不足が生じた場合は、速やかに補充しておくものとする。

消防団で水防用資器材を調達する場合は、水防本部に要請するものとする。ただし、状況の急変等により水防本部に要請するいとまがないときは、消防団は当該地域の事業者等から調達するものとする。その場合には、事後において市長に報告するものとする。

水防倉庫及び水防用資器材及び設備備蓄状況一覧表

管理者		島田市						
対象河川名	水防倉庫	大井川			大井川 家山川	家山川	大井川 上手川	面積 (㎡)
		神座	高島	金谷	家山	塩本	抜里	
面積 (㎡)		33.12	34.96	18.0	58.30	14.50	9.90	
資材・器材名	単位							
木杭	本	130	50	10	516	60	50	
丸太	本	50	80	2				
鉄杭	本		70	11				
塩ビパイプVU100	本		4					
土嚢袋	袋	1200	2000	1000	3000	500	600	
ロープ	束	5	3					
トラロープ	束		4	10				
鉄線	kg	70	100	50	296	40	50	
番線	箱			6(200)				
番線カッター	丁		9					
蛇籠(鉄)	本	50	100		18			
水防マット	張	1	3					
ビニールシート	枚	4	20		20			
掛矢	丁	7	8	7	7	3		
スコップ	丁	20	77	12	16	12		
じょれん	丁		16	10	7	16		
ハンマー	丁	5	19	1				
げんのう	丁		2					
つるはし	丁	10	2	14	15	3		
とび口	丁			8				
くわ	丁	10						
のこぎり	丁	5		14 (のこなた)	2			
おの	丁		3	1			1	
ペンチ	丁	3	10	7	2	5		
しの	丁		21	1				
なた	丁		13	2				
かま	丁	6	2	13	47			
石箕	丁	23	21	12	52	20	24	
チェーンソー	台			1				
塩化カル	袋		55	28				
担架	本					1		



新				旧			
7	トヨタ2 tキャブ	普貨	静岡 100す4661	7	トヨタ2 tキャブ	普貨	静岡 100す4661
8	三菱軽ダンプ	軽貨	静岡 480え 222	8	三菱軽ダンプ	軽貨	静岡 480え 222
2 重機				2 重機			
No.	車名	車種	番号	No.	車名	車種	番号
1	振動ローラー	特殊	—	1	振動ローラー	特殊	—
2	いすゞ4 t 清掃車	普特	静岡 800す1521	2	いすゞ4 t 清掃車	普特	静岡 800す1521
	(削除)			3	いすゞパッカー車	普特	静岡 800さ3126
3	いすゞパッカー車	普特	静岡 800す7382	4	いすゞパッカー車	普特	静岡 800す7382
第2節 輸送の確保				第2節 輸送の確保			
水防業務に使用する輸送車及び作業車は、次のとおりであり、必要に応じて水防本部に配備させるものとする。				水防業務に使用する輸送車及び作業車は、次のとおりであり、必要に応じて水防本部に配備させるものとする。			
令和7年1月1日現在				令和6年1月1日現在			
1 } (略)				1 } (略)			
3				3			
第9章 水防活動				第9章 水防活動			
第1節 水防本部の非常配備				第1節 水防本部の非常配備			
1 非常配備体制				1 非常配備体制			
市は、水防に関する注意報・警報等により、洪水等の恐れがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間、水防配備基準（雨量基準）により水防事務を処理するものとする。				市は、県水防本部（島田土木事務所）の非常配備体制に準ずるものとし、あらかじめその体制を整備しておかなければならない。			
また、市長が自らの判断により必要と認める場合においても、非常配備体制を執ることができるものとする。				また、市長が自らの判断により必要と認める場合においても、非常配備体制を執ることができるものとする。			
2 水防配備体制				2 水防配備体制			
水防配備基準（雨量基準）				(1) 水防配備基準（雨量基準）			
※水防体制レベルは、島田市が防災気象情報提供を業務委託している㈱ウェザーニューズの水防対策支援システムにおける市独自指標である。				※水防体制レベルは、島田市が防災気象情報提供を業務委託している㈱ウェザーニューズの水防対策支援システムにおける市独自指標である。			
※この指令は、事態に応じて第1配備体制から直ちに非常配備体制を発する場合もあり、また、予想される危険性が少なく、さらなる出動を必要としないと認められるときには、非常配備体制を発しないことがある。				(追加)			
(削除)				(2) 非常配備に就く時期			
				第1指令（第1配備体制に就くべき指令）			
				今後の気象情報に注意し、警戒する必要があるか、具体的な水防活動を必要とするに至るまでには、かなりの時間的余裕があると認められるときに指令する。			

新	旧																														
<p>第2節 消防団の非常配備</p> <p>1 消防団を非常配備体制に就かせるための指令 (略)</p> <p>2 非常配備基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">配備区分</th> <th style="width: 40%;">配備基準</th> <th style="width: 50%;">配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">待機</td> <td>1 水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき。 2 河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達し、かつ準備の必要を認めるとき。</td> <td>消防団の連絡員は、本部との連絡体制をとり、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく。 ただし、団長・団員が常に情勢を把握できないときは、本部に詰めるものとする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">準備</td> <td>河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達して、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。</td> <td>消防団の団長及び分団長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当り、ダム、水こう門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">出動</td> <td>河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えて上昇し、出動の必要を認めるとき。</td> <td>消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">解除</td> <td colspan="2">水防管理者または水防本部長から解除の指令があったとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>水防上の注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防活動(避難誘導や水防作業)の実施に当り、消防団員自身の安全は確保しなければならない。</li> <li>2 出動の際は、必要に応じ、消防団員自身でライフジャケット等の安全具を装着する。</li> <li>3 消防団員は、出動前によく家事を整理し、万一家人が待避する場合における待避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、一旦出動した場合は、命令なくして部署を離れたり勝手な行動をとってはならない。</li> <li>4 作業中は、終始敢闘精神をもって上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。</li> </ol>	配備区分	配備基準	配備体制	待機	1 水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき。 2 河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達し、かつ準備の必要を認めるとき。	消防団の連絡員は、本部との連絡体制をとり、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく。 ただし、団長・団員が常に情勢を把握できないときは、本部に詰めるものとする。	準備	河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達して、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。	消防団の団長及び分団長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当り、ダム、水こう門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる。	出動	河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えて上昇し、出動の必要を認めるとき。	消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく。	解除	水防管理者または水防本部長から解除の指令があったとき。		<p>第2指令(第2配備体制に就くべき指令) 水防活動を必要とする事態の発生が予想されるときに指令する。</p> <p>第3指令(第3配備体制に就くべき指令) 事態が切迫し、完全な水防体制の必要が予想されるときに指令する。なお、この指令は、事態に応じて第1指令から直ちに第3指令を発する場合もあり、また、予想される危険性が少なく全面出動を必要としないと認めるときには、第2指令及び第3指令を発しないことがある。</p> <p>第2節 消防団の非常配備</p> <p>1 消防団を非常配備体制に就かせるための指令 (略)</p> <p>2 非常配備基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">配備区分</th> <th style="width: 40%;">配備基準</th> <th style="width: 50%;">配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">待機</td> <td>1 水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき。 2 河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達し、かつ準備の必要を認めるとき。</td> <td>消防団の連絡員は、本部との連絡体制をとり、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく。 ただし、団長・団員が常に情勢を把握できないときは、本部に詰めるものとする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">準備</td> <td>河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達して、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。</td> <td>消防団の団長及び分団長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当り、ダム、水こう門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">出動</td> <td>河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えて上昇し、出動の必要を認めるとき。</td> <td>消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">解除</td> <td colspan="2">水防管理者(水防本部長)から解除の指令があったとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>水防上の注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防活動(避難誘導や水防作業)の実施に当り、消防団員自身の安全は確保しなければならない。</li> <li>2 出動の際は、必要に応じ、消防団員自身でライフジャケット等の安全具を装着する。</li> <li>3 消防団員は、出動前によく家事を整理し、万一家人が待避する場合における待避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、一旦出動した場合は、命令なくして部署を離れたり勝手な行動をとってはならない。</li> <li>4 作業中は、終始敢闘精神をもって上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。</li> </ol>	配備区分	配備基準	配備体制	待機	1 水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき。 2 河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達し、かつ準備の必要を認めるとき。	消防団の連絡員は、本部との連絡体制をとり、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく。 ただし、団長・団員が常に情勢を把握できないときは、本部に詰めるものとする。	準備	河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達して、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。	消防団の団長及び分団長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当り、ダム、水こう門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる。	出動	河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えて上昇し、出動の必要を認めるとき。	消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく。	解除	水防管理者(水防本部長)から解除の指令があったとき。	
配備区分	配備基準	配備体制																													
待機	1 水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき。 2 河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達し、かつ準備の必要を認めるとき。	消防団の連絡員は、本部との連絡体制をとり、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく。 ただし、団長・団員が常に情勢を把握できないときは、本部に詰めるものとする。																													
準備	河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達して、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。	消防団の団長及び分団長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当り、ダム、水こう門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる。																													
出動	河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えて上昇し、出動の必要を認めるとき。	消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく。																													
解除	水防管理者または水防本部長から解除の指令があったとき。																														
配備区分	配備基準	配備体制																													
待機	1 水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき。 2 河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達し、かつ準備の必要を認めるとき。	消防団の連絡員は、本部との連絡体制をとり、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく。 ただし、団長・団員が常に情勢を把握できないときは、本部に詰めるものとする。																													
準備	河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達して、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。	消防団の団長及び分団長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当り、ダム、水こう門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる。																													
出動	河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えて上昇し、出動の必要を認めるとき。	消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく。																													
解除	水防管理者(水防本部長)から解除の指令があったとき。																														

新	旧
<p>5 作業中は、私語を慎み、言動に注意し、特に夜間は「溢水」「破堤」等の想像による言語を用いてはならない。</p> <p>6 命令及び情報の伝達は、特に迅速正確及び慎重を期し、みだりに<b>人身心</b>を動揺させたり、いたずらに水防員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力が発揮できるように心掛けること。</p> <p>7 洪水時において堤防に異状が起こる時期は、滞水時期にもよるが、大体水位が最大 のとき又は、その前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に生じる場合が多い (水位が最大洪水位の4分の3位に減少したときがもっとも危険)から、洪水が最 盛期を過ぎても完全に終息するまで警戒を厳にすること。</p> <p>8 水防解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。</p> <p>9 使用した資器材は、手入れをして所定の位置に設備する。</p>	<p>5 作業中は、私語を慎み、言動に注意し、特に夜間は「溢水」「破堤」等の想像による言語を用いてはならない。</p> <p>6 命令及び情報の伝達は、特に迅速正確及び慎重を期し、みだりに<b>人身</b>を動揺させたり、いたずらに水防員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力が発揮できるように心掛けること。</p> <p>7 洪水時において堤防に異状が起こる時期は、滞水時期にもよるが、大体水位が最大 のとき又は、その前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に生じる場合が多い (水位が最大洪水位の4分の3位に減少したときがもっとも危険)から、洪水が最 盛期を過ぎても完全に終息するまで警戒を厳にすること。</p> <p>8 水防解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。</p> <p>9 使用した資器材は、手入れをして所定の位置に設備する。</p>
<p>第3節 巡視及び警戒</p> <p>1 (略)</p> <p>2 警戒：出水時（洪水）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇</li> <li>(2) 堤防の上端の亀裂又は沈下</li> <li>(3) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ</li> <li>(4) <b>居住地</b>側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ</li> <li>(5) 排水門・取水門・こう門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合</li> <li>(6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状</li> </ol> <p>第4節 水防作業</p> <p>水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。</p> <p>その際、団員は<b>安全を確保できる</b>場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、団員が<b>自身の安全が確保できない</b>と判断したときには、自身の避難を優先する。</p> <p>また、市長は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。</p> <p>第5節 (略)</p> <p>第8節</p> <p>第9節 水防配備の解除</p> <p>1 市の配備の解除</p> <p>市長は、自らの区域内の水防活動の必要がなくなると認めたときは、配備の解除を<b>発令</b>するとともに、住民その他関係機関に通知するものとする。</p> <p>なお、配備の解除を発令したときは、所管する島田土木事務所長（水防区長）を経由して県知事に報告するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第3節 巡視及び警戒</p> <p>1 (略)</p> <p>2 警戒：出水時（洪水）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇</li> <li>(2) 堤防の上端の亀裂又は沈下</li> <li>(3) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ</li> <li>(4) 住宅地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ</li> <li>(5) 排水門・取水門・こう門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合</li> <li>(6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状</li> </ol> <p>第4節 水防作業</p> <p>水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。</p> <p>その際、団員は安全が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。</p> <p>また、市長は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。</p> <p>第5節 (略)</p> <p>第8節</p> <p>第9節 水防配備の解除</p> <p>1 市の配備の解除</p> <p>市長は、自らの区域内の水防活動の必要がなくなると認めたときは、配備の解除を<b>発表</b>するとともに、住民その他関係機関に通知するものとする。</p> <p>なお、配備の解除を発令したときは、所管する島田土木事務所長（水防区長）を経由して県知事に報告するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

新

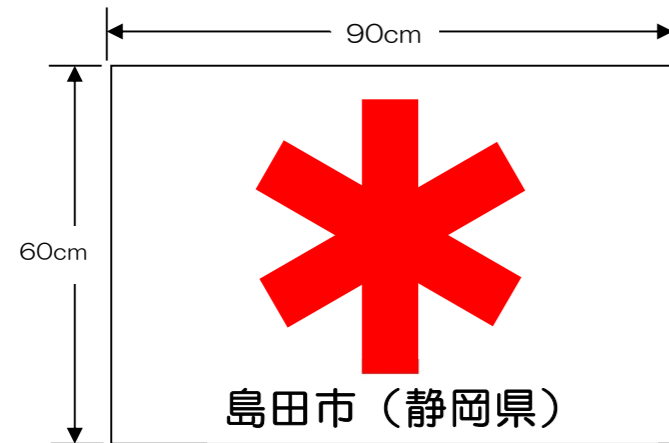
第10章 水防信号、水防標識等

第1節

- (1) 信号は**適当**の時間継続する。
- (2) 必要があるときは、警鐘信号、サイレン信号を併用する。
- (3) 上記によるほか、伝令の称呼による通報を考慮する。

種別	説明	警鐘信号	サイレン信号
第一信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○ 休止 ○ 休止 ○	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 ○— 休 止 ○— 休 止 ○— 休 止
第二信号	消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 ○— 休 止 ○— 休 止 ○— 休 止
第三信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 ○— 休 止 ○— 休 止 ○— 休 止
第四信号	必要と認める区域内の居住者の避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	約1分 約5秒 約1分 約5秒 ○— 休 止 ○— 休 止
注意	1 信号は <b>適切</b> の時間継続すること 2 必要があれば警鐘信号 <b>及び</b> サイレンを併用することを <b>妨げないこと</b> 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知 <b>させるものとする</b>		

(1) 車馬標識



水は赤色、外は白色  
車**載**標識の寸法については、任意とする。

第2節（略）

第3節 身分証票

島**田**市の水防計画を作成するため、必要な土地に立ち入る場合に**携**帯する当該職員**の**身分証票は、次のとおりとする。

旧

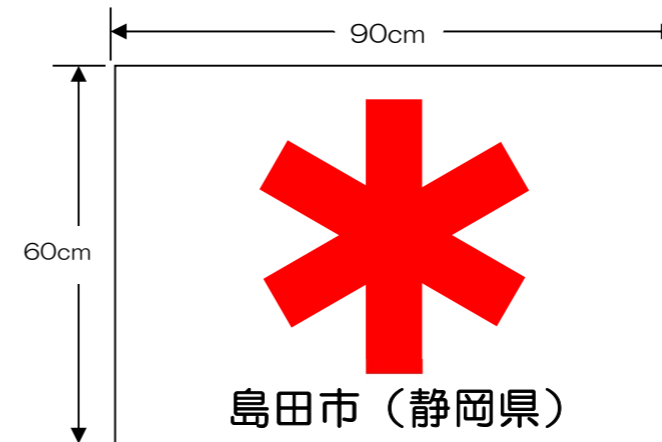
第10章 水防信号、水防標識等

第1節

- (1) 信号は**適宜**の時間継続する。
- (2) 必要があるときは、警鐘信号、サイレン信号を併用する。
- (3) 上記によるほか、伝令の称呼による通報を考慮する。

種別	説明	警鐘信号	サイレン信号
第一信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○ ○ ○	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 ○— 休 止 ○— 休 止 ○— 休 止
第二信号	消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 ○— 休 止 ○— 休 止 ○— 休 止
第三信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 ○— 休 止 ○— 休 止 ○— 休 止
第四信号	必要と認める区域内の居住者の避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	約1分 約5秒 約1分 約5秒 ○— 休 止 ○— 休 止
注意	1 信号は <b>適宜</b> の時間継続すること 2 必要があれば警鐘信号、サイレン信号を併用すること 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知すること		

(1) 車馬標識



水は赤色、外は白色  
車馬標識の寸法については、任意とする。

第2節（略）

第3節 身分証票

水防管理者が水防計画を作成するために、必要な土地に立ち入ることが必要であると認める場合に当該職員が携**帯**するの身分証票は、次のとおりとする。

例（表）

（裏）

新	旧
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p><b>身分証票（表）</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第 号</p> <p style="text-align: center;">身分証票</p> <p>住所 _____</p> <p>氏名 _____</p> <p>職名 _____</p> <p>上記の者は、水防法第49条第1項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 島田市長 <span style="float: right;">印</span></p> </div> </div> <div style="width: 48%;"> <p><b>身分証票（裏）</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 本証は、水防法第49条第2項による立入証である。</p> <p>(2) 本証の身分に変更があったときは、速やかに訂正を受けること。</p> <p>(3) 記名以外の者の使用を禁ずる。</p> <p>(4) 本証の身分を失ったときは、速やかに返還すること。</p> </div> </div> </div> <p>第11章 協力及び応援</p> <p>第1節 （略）</p> <p>第6節</p> <p>第12章 費用負担と公用負担</p> <p>第1節 費用負担及び公用負担</p> <p>1 費用負担</p> <p>水防管理団体が、その管轄区域の水防に要した費用は、当該管理団体が負担するものとする。（法第41条）</p> <p>ただし、次に掲げる場合においては、水防管理者相互間において協議して定めるものとし、協議が成立しない場合は、県知事が斡旋するものとする。</p> <p>(1) 法第23条の規定による応援のための費用</p> <p>(2) 法第42条の規定により、著しく利益を受けた市町の一部負担</p> <p>2 公用負担の権限</p> <p>水防上必要があるときは、水防管理者、消防機関の長は、次の権限を行使することができる。（法第28条）</p> <p>(1) 必要な土地を一時使用すること。</p> <p>(2) 土石、竹林その他の資材の使用、若しくは収用すること。</p> <p>(3) 車両その他の運搬用機器を使用すること。</p> <p>(4) 排水用機器の使用すること。</p> <p>(5) 工作物その他の障害物を処分すること。</p> <p>3（略）</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>第 号</p> <p style="text-align: center;">身分証票</p> <p>住所 _____</p> <p>氏名 _____</p> <p>職名 _____</p> <p>上記の者は、水防法第49条第1項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日 島田市長 <span style="float: right;">印</span></p> </div> <div style="width: 48%;"> <p>(1) 本証は、水防法第49条第2項による立入証である。</p> <p>(2) 本証の身分に変更があったときは、速やかに訂正を受けること。</p> <p>(3) 記名以外の者の使用を禁ずる。</p> <p>(4) 本証の身分を失ったときは、速やかに返還すること。</p> </div> </div> <p>第11章 協力及び応援</p> <p>第1節 （略）</p> <p>第6節</p> <p>第12章 費用負担と公用負担</p> <p>第1節 費用負担及び公用負担</p> <p>1 費用負担</p> <p>水防管理団体が、その管轄区域の水防に要した費用は、当該管理団体が負担するものとする。（法第41条）</p> <p>ただし、次に掲げる場合においては、水防管理者相互間において協議して定めるものとし、協議が成立しない場合は、県知事が斡旋するものとする。</p> <p>(1) 法第23条の規定による応援のための費用</p> <p>(2) 法第42条の規定により、著しく利益を受けた市町の一部負担</p> <p>2 公用負担の権限</p> <p>水防上必要があるときは、水防管理者、消防機関の長は、次の権限を行使することができる。（法第28条）</p> <p>(1) 必要な土地を一時使用すること。</p> <p>(2) 土石、竹林その他の資材を使用し、又は収用すること。</p> <p>(3) 車両その他の運搬用機器を使用すること。</p> <p>(4) 排水用機器の使用。</p> <p>(5) 工作物その他の障害物を処分すること。</p> <p>3（略）</p> <p>第2節 公務災害補償</p>

新	旧
<p>第2節 公務災害補償                      消防団員又は、水防従事者が公務により死亡し、負傷し、若しくは<b>病気</b>にかかり、又は公務による負傷若しくは<b>病気</b>により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、「島田市消防団員等公務災害補償条例」（平成17年5月5日島田市条例第174号）により<b>損害</b>を補償する。</p> <p>第13章 水防報告等                      第1節                      ㄱ（略）                      第2節</p> <p>第3節 消防団の水防活動実施報告書の提出                      分団長は、水防が終結したときは、遅滞なく消防団長を通じて、「水防活動実施報告書<b>様式1</b>」を市長に提出するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第14章 水防訓練                      （略）</p> <p>第15章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置                      第1節 洪水対応                      （1）                      （2）① 洪水予報、水位到達情報、その他人的災害を生じるおそれがある洪水に関する情報の伝達方法                      （3）                      ㄱ（略）                      （6）</p> <p>第16章 水防協力団体                      第1節                      1 水防協力団体の指定、監督、情報提供（法第36条、第39条、第40条）                      市は、次項に規定する業務を適<b>正</b>かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により水防協力団体として指定することができる。また、市は、水防協力団体が適<b>正</b>かつ確実な実施を確保するために水防計画に位置づけるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、県及</p>	<p>消防団員又は、水防従事者が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、「島田市消防団員等公務災害補償条例」（平成17年5月5日島田市条例第174号）により補償する。</p> <p>第13章 水防報告                      第1節                      ㄱ（略）                      第2節</p> <p>第3節 消防団の水防活動実施報告書の提出                      分団長は、水防が終結したときは、遅滞なく消防団長を通じて、別表様式1により水防活動実施報告書を市長に提出するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第14章 水防訓練                      （略）</p> <p>第15章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置                      第1節 洪水対応                      （1）                      （2）① 洪水予報、水位到達情報の伝達方法、その他人的災害を生じるおそれがある洪水に関する情報の伝達方法                      （3）                      ㄱ（略）                      （6）</p> <p>第16章 水防協力団体                      第1節                      1 水防協力団体の指定、監督、情報提供（法第36条、第39条、第40条）                      市は、次項に規定する業務を適性かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により水防協力団体として指定することができる。また、市は、水防協力団体が適性かつ確実な実施を確保するために水防計画に位置づけるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、県及び市は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。</p>

新	旧
<p>び市は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。</p> <p>2 } (略)</p> <p>3</p> <p>4 水防協力団体の申請・指定及び運用 市は、水防協力団体の申請があった場合は、「島田市水防協力団体指定要領」に基づき、指定することとする。また、指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。 水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務の適正かつ確実に行われるよう「島田市における水防協力団体との水防協働活動実施要領」によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">島田市水防協力団体指定要領</p> <p>第1 } (略)</p> <p>第4</p> <p>第5 水防協力団体の指定 (1) 水防管理者は、前項の申請の審査を行い、業務を適正かつ確実に行うことができる法人等であると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときには、当該水防協力団体に対し、「島田市水防協力団体認定書」(様式第3号)を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。 (2) 水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。</p> <p>第6 (略)</p> <p style="text-align: center;">島田市水防協力団体指定申請書 } (略) 島田市水防協力団体認定書</p> <p style="text-align: center;">島田市における水防協力団体との水防協働活動実施要領</p> <p>第1 } (略)</p> <p>第2</p>	<p>2 } (略)</p> <p>3</p> <p>4 水防協力団体の申請・指定及び運用 市は、水防協力団体の申請があった場合は、「島田市水防協力団体指定要領」に基づき、指定することとする。また、指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。 水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務の適性かつ確実に行われるよう「島田市における水防協力団体との水防協働活動実施要領」によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">島田市水防協力団体指定要領</p> <p>第1 } (略)</p> <p>第4</p> <p>第5 水防協力団体の指定 (1) 水防管理者は、前項の申請の審査を行い、業務を適性かつ確実に行うことができる法人等であると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときには、当該水防協力団体に対し、「島田市水防協力団体認定書」(様式第3号)を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。 (2) 水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。</p> <p>第6 (略)</p> <p style="text-align: center;">島田市水防協力団体指定申請書 } (略) 島田市水防協力団体認定書</p> <p style="text-align: center;">島田市における水防協力団体との水防協働活動実施要領</p> <p>第1 } (略)</p> <p>第2</p> <p>第3 活動報告書の提出</p>

新	旧
<p>第3 活動報告書の提出                      水防管理者は、消防団等と連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体協力活動報告書」（様式第4号）を提出させることができる。</p> <p>第4                      ｝（略）</p> <p>第5</p> <p>様式第4号（用紙 日本産業規格A4縦型）                      島田市水防協力団体協力活動報告書                      （略）</p> <p>第17章 災害用伝言ダイヤル・伝言板                      第1節 災害用伝言ダイヤル「171」等</p> <p>1                      ｝（略）</p> <p>3</p>	<p>水防管理者は、消防団等と連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体協力活動報告書」（様式第1号）を提出させることができる。</p> <p>第4                      ｝（略）</p> <p>第5</p> <p>様式第1号（用紙 日本産業規格A4縦型）                      島田市水防協力団体協力活動報告書                      （略）</p> <p>第17章 災害用伝言ダイヤル・伝言板                      第1節 災害用伝言ダイヤル「171」等</p> <p>1                      ｝（略）</p> <p>3</p>